

ロシア向け輸出者 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
畜水産安全管理課 水産安全室長

ロシア向け輸出水産食品について（魚病検査関係）

ロシア向けに輸出される水産食品については、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 17 日付け生食発第 9 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、28 消安第 5598 号農林水産省消費・安全局長通知、28 水漁第 1690 号水産庁長官通知。）に基づき対応していただいているところです。

同通知別紙のロシア向け輸出水産食品の取扱要領「5 の特定疾病に関する検査」については、これまで荷口ごとの検査としていたところですが、荷口ごとの検査法のほかに、国際獣疫事務局（OIE）が定める基準に基づき、下記の方法によっても発生の確認ができることとしますので、御了知のほどよろしくお願いいたします。

記

対象疾病について少なくとも 3 ヶ月以上の間隔をおいて年 2 回、水産防疫対策要綱の病勢鑑定指針に基づく方法で検査を行う。サンプリング数は、従来とおり取扱要領にあるものとする。

なお、本年 10 月までに養殖漁場の検査を行ったところにおいては、半年間有効とする。

（参考）

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/russia/index.html>

担当：水産安全室水産防疫班 佐野 e-mail：suisan_boueki@maff.go.jp Tel：03-6744-2105 Fax：03-3501-2685
